

入善町コンベンション開催推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、入善町補助金等交付規則（昭和35年入善町規則第2号。以下「規則」という。）の規定に基づき、入善町コンベンション開催推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町長は、交流人口の拡大や滞在型観光客の増大を図りながら、活力ある地域づくりの実現を目指すため、入善町内での宿泊を伴うコンベンションの主催団体（以下「主催団体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱における「コンベンション」とは、次の要件を満たす大会、学会、修学旅行その他の各種の会議をいう。

- (1) 富山県内で開催されること。
- (2) 政治的活動、宗教的活動でないこと。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 公序良俗を害するものでないこと。
- (5) 参加者のうち、入善町外から参加し、かつ入善町内の民間宿泊施設に宿泊する者の延べ人数が、20人以上であること。
- (6) 入善町から別に補助金等の交付を受けていないこと。
- (7) 主催団体の構成が、国又は地方公共団体のみでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、主催団体に対し、補助金を交付することができる。

(交付の対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象経費は、コンベンションの開催に要する宿泊費とし、補助金額は、コンベンションに参加し、かつ入善町内の民間宿泊施設に宿泊した者の延べ宿泊者数に1,000円を乗じた額とする。ただし、1回につき50万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする主催団体は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 団体の規約・定款及び役員名簿
 - (4) 開催要領
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （交付条件）

第6条 規則第4条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費又は補助事業の内容の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他補助事業の遂行につき必要と認められる事項

2 前項の規定により町長の承認を受けようとする主催団体は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第7条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業計画を変更すること。
- (3) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた主催団体は、補助事業が完了したとき又は補助金にかかる会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（様式第5号）に、次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（様式第7号）
- (3) 宿泊証明書（様式第8号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱又は交付の条件に違反したとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月14日から施行する。